

○ 非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（令和二年内閣府告示第七十七号）

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の第十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件、同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的、同条第二十五項第四号イ(2)の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等及び同号イ(3)の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〽三 略」</p> <p>四 指定インデックス投資信託 公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、次に掲げる事項の定めがあるもの</p> <p>(1) 「略」</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の第十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件及び同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〽三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p>

(2) 主たる投資の対象としている資産が次のいずれかに該当する旨

〔i・ii 略〕

(iii) 株式及び不動産投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人で、その規約（同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。第七条第二項において同じ。）においてその資産の総額のうちを占める所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号二(1)及び第七条第一項において同じ。）の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちを占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。）を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人（第七条第二項において「外国投資法人」という。）をいう。第七条第二項において同じ。）の投資口（以下「不動産投資法人の投資口等」という。）

(2) 「同上」

〔i・ii 同上〕

(iii) 株式及び不動産投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人で、その規約（同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。）においてその資産の総額のうちを占める所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号二(1)において同じ。）の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちを占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。）を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）の投資口（以下「不動産投資法人の投資口等」という。）

- (iv) 「略」  
(3) 「略」  
「五〇八 略」

(累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 上場株式投資信託 次に掲げる要件

「イ〜ハ 略」

二 次に掲げる上場株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

「(1)・(2) 略」

ホ 「略」

二 公募株式投資信託 次に掲げる要件

イ 信託報酬率の上限を次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める割合以下とする旨が、当該公募株式投資信託の募集又は売出しに係る有価証券届出書（当該信託報酬率に係る訂正届出書が提出されている場合には、当該訂正届出書）に記載されていること。

「(1)〜(4) 略」

「ロ〜ニ 略」

- (iv) 「同上」  
(3) 「同上」  
「五〇八 同上」

(累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 「同上」

「イ〜ハ 同上」

二 次に掲げる上場株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

「(1)・(2) 同上」

ホ 「同上」

二 「同上」

イ 信託報酬率の上限を次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める割合以下とする旨が、当該公募株式投資信託の募集又は売出しに係る有価証券届出書（当該信託報酬率に係る訂正届出書が提出されている場合には、当該訂正届出書）に記載されていること。

「(1)〜(4) 同上」

「ロ〜ニ 同上」

(対象商品届出書)

第三条 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社及び外国投資信託の受益権の発行者をいう。次条及び第五条において同じ。）は、上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書（以下「対象商品届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該上場等株式投資信託に関する次に掲げる事項

イ [略]

ロ 租税特別措置法施行令第二十五条の第十三第十五項各号に掲げる要件及び前条各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、同条各号に定める要件を満たす旨

ハ [略]

ニ 公募株式投資信託に該当する場合には、次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

〔1〕・〔2〕 略

ホ 次に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

〔1〕・〔2〕 略

〔へろチ 略〕

(対象商品届出書)

第三条 [同上]

〔一〇四 同上〕

五 [同上]

イ [同上]

ロ 租税特別措置法施行令第二十五条の第十三第十五項各号に掲げる要件及び前条各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、同条各号に定める要件を満たす旨

ハ [同上]

ニ 公募株式投資信託に該当する場合には、次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

〔1〕・〔2〕 同上

ホ 次に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

〔1〕・〔2〕 同上

〔へろチ 同上〕

〔六・七 略〕

〔2・3 略〕

(安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして  
内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的)

第六条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項第二号に  
規定する安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのもの  
として内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的は、次に掲  
げる目的とする。

一 〔略〕

二 上場等株式投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利  
変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、  
経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減  
少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じる目的

三 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第二十七  
条の七第一項第六号に規定する先物外国為替取引（次条第二項  
第三号において「先物外国為替取引」という。）により、上場  
等株式投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により  
生じるリスクを減じる目的

（特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範  
囲）

〔六・七 同上〕

〔2・3 同上〕

(安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして  
内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的)

第六条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項第二号に  
規定する安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのもの  
として内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的は、次の各  
号に掲げる目的とする。

一 〔同上〕

二 上場等株式投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利  
変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、  
経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減  
少の生じるおそれをいう。次号及び別表第二において同じ。）  
を減じる目的

三 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第二十七  
条の七第一項第六号に規定する先物外国為替取引により、上場  
等株式投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により  
生じるリスクを減じる目的

第七條 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十五項第四号

イ(2)に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式等は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものとする。

2 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十五項第四号イ(3)に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げる上場株式等のうち、上場等株式投資信託の受益権、不動産投資法人の投資口等又は特定受益証券発行信託（同法第二条第一項第五号に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権で、委託者指図型投資信託約款、規約（当該不動産投資法人の投資口等が外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（次に掲げる目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることとする。

一 上場等株式投資信託、不動産投資法人又は特定受益証券発行信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

〔条を加える。〕

二 上場等株式投資信託、不動産投資法人又は特定受益証券発行  
信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じる  
リスクを減じる目的

三 先物外国為替取引により、上場等株式投資信託、不動産投資  
法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債について為替相  
場の変動により生じるリスクを減じる目的

備考 表中の「」の記載は注記である。